

2025年度「規制緩和要望」について

2026年3月  
一般社団法人 第二地方銀行協会

当協会は、2025年度「規制緩和要望」を別添の通りとりまとめ、内閣府の「規制改革・行政改革ホットライン(縦割り110番)」に提出いたしました。

以 上

# 2025年度 規制緩和要望

一般社団法人 第二地方銀行協会

## 目次

### 保険募集関連

- No.1 銀行窓販に係る弊害防止措置（融資先販売規制・担当者分離規制）の撤廃... 3
- No.2 保険業法上の構成員契約規制からの銀行の除外..... 5

### 不動産仲介業務関連

- No.3 「事業承継支援・事業再生支援」に限定した不動産仲介業務の取扱い解禁... 6
- No.4 地公体が主導する「まちづくり」に限定した不動産仲介業務の取扱い解禁... 8
- No.5 銀行が出資する「銀行業高度化等会社」、および投資専門子会社経由で出資する「地域活性化事業会社」に限定した不動産仲介業務の取扱い解禁..... 10

### 割賦販売法関連

- No.6 「教育ローン」の割賦販売法の規制対象からの除外..... 12
- No.7 リフォームローンの割賦販売法の規制対象からの条件付適用除外..... 13

### デジタル化関連

- No.8 税・公金収納・支払の効率化等に向けた「電子納付」推進..... 14
- No.9 中小企業退職金共済制度の申込受付等の電子化..... 16
- No.10 預貯金の差押えに係る電子化の推進..... 17
- No.11 手形・小切手機能に係る全面電子化の推進..... 18
- No.12 地公体に対する指定金融機関の担保提供義務の廃止..... 19

### 事務効率化関連

- No.13 **新規**「業務報告書」及び「連結業務報告書」の廃止..... 20

### AML/CFT 対策関連

- No.14 銀行の継続的顧客管理に関する調査に対する顧客からの回答義務化..... 21
- No.15 法人の「実質的支配者情報リスト制度」の更なる拡充..... 22

### 子会社関連

- No.16 **新規** 銀行子会社における非金融事業の一部届出化..... 23
- No.17 **新規** 地域銀行による課題解決型持株会社制度の創設..... 25

### SDGS 関連

- No.18 **新規** 「エネルギー対策特別会計」に係る環境省の補助事業の要件緩和（J-クレジットの認証の容認） 27

## 保険募集関連

### No. 1 銀行窓販に係る弊害防止措置（融資先販売規制・担当者分離規制）の撤廃

#### I. 要望の具体的内容

「人生 100 年時代」を見据え、個人が安定的な資産形成を検討する際に、融資先販売規制・担当者分離規制といった銀行窓販に係る弊害防止措置（以下、「本規制」という）が弊害をもたらすケースもある。老後の安定的な資産形成支援、顧客利便性向上等のために、本規制を撤廃していただきたい。

#### II. 要望理由（具体的内容等）

##### 1. 制度の現状

銀行の圧力販売防止や利用者保護の観点から設けられているが、本規制に該当する場合には、顧客の希望があっても、銀行は商品販売ができない。

##### 2. 現状制度の弊害

- ・ 銀行は、i D e C o と並んで、資産形成手段として、平準払いの変額養老保険を勧奨する場合がある。しかし、顧客が本規制対象である場合は保険募集を行うことができない（又は保険金額の制限が発生する）ため、顧客本位の資産形成支援に大きな支障となる。
- ・ 医療保険やがん保険も定期的な見直しが必要だが、顧客ニーズに応じた総合提案を行えない。
- ・ 銀行が特例地域金融機関を選択している場合、小口規制により顧客の必要保障額を満たす保険提案を行えない。
- ・ 顧客の大半は、勤務先の銀行取引内容や本規制の存在を知らず、勤務先を理由に利用商品が限定される事は顧客の理解を得にくい。
- ・ 銀行側における勤め先の融資有無確認、規制の説明等、規制対応の負担が大きい。
- ・ 規制対象商品と対象外商品を比較説明する際、複数の担当者が説明しなければならず、顧客利便性が低下する。
- ・ 人員が少人数の店舗では内勤行員が融資も兼務しているケースが増えており、募集可能な人員がいない。

##### 3. 想定される効果

個人が銀行で選択できる商品の幅が広がり、老後の安定的な資産形成の促進、顧客の利便性向上が期待できるとともに、銀行側の事務コスト削減が促進される。

Ⅲ. 当該規制の根拠（根拠となる法律や政令、省令、制度等）

保険業法施行規則第 212 条

## No. 2 保険業法上の構成員契約規制からの銀行の除外

### I. 要望の具体的内容

「人生 100 年時代」を見据え、安定的な資産形成の検討が必要であるが、生命保険募集人である企業の役職員および当該企業と密接な関係（人事・資本）を有する法人の役職員への保険販売を制限する「構成員契約規制」（以下、「本規制」という）は、老後に向けた資産形成を手助けする商品（「個人年金保険」等）の提供に支障となる。

老後の安定的な資産形成支援、顧客利便性向上等のために、本規制から銀行を除外する、あるいは、実質的な支配が及ばないと判断される場合（例：銀行員が少数しか出向していない、担当者レベルの銀行員しか出向していない場合等）には本規制の対象外としていただきたい。

### II. 要望理由（具体的内容等）

#### 1. 制度の現状

本規制は、企業の役員や使用人保護の観点から、業務上の地位等を不当に利用しての圧力販売を防ぐというもの。銀行職員が少数しか出向していない（例：担当者クラスが 1 名だけ出向）、資金的関係がないなど、銀行の実質的影響・支配力が及ばないと考えられる場合まで対象となるため、そのような先でも全役職員に対して、生命保険募集に関する制約が発生している。

#### 2. 現状制度の弊害

銀行は、保険業法に基づき販売者による説明責任の着実な履行と苦情対応なども含めた事後措置を整備しており、そのうえでの本規制は過剰と考えられ、以下のような弊害も懸念される。

##### ① 顧客本位の商品提供の阻害

構成員契約規制の対象となる「個人年金保険」や「一時払終身保険」などは、老後に向けた資産形成を手助けする商品であるにも関わらず提供できないため、顧客本位の商品提供の阻害となる。

##### ② 顧客利便性低下

顧客の大半は本規制を認知していないと考えられ、本人の希望であっても応じることはできない。顧客本人に直接起因しない理由では、顧客側の理解を得ることは困難。

#### 3. 想定される効果

本規制が撤廃されることにより、個人が銀行で選択できる商品の幅が広がり、「老後の安定的な資産形成の促進」、「顧客の利便性向上」が期待できる。

### III. 当該規制の根拠（根拠となる法律や政令、省令、制度等）

保険業法施行規則第 234 条第 1 項第 2 号、平成 10 年大蔵省告示第 238 号、保険会社向けの総合的な監督指針Ⅱ-4-2-2（11）

## 不動産仲介業務関連

### No. 3「事業承継支援・事業再生支援」に限定した不動産仲介業務の取扱い解禁

<b>I. 要望の具体的内容</b> <p>従来から、地域においては事業承継、事業再生は重要な課題であるが、経営者の高齢化が進展する中、今後更にM&amp;Aによる事業譲渡、事業再生に関する銀行への相談が増加すると見込まれる。</p> <p>地域社会の持続的な発展、地域企業の活力向上のため、「事業承継支援・事業再生支援」で必要な場合に限り、銀行による不動産仲介業務の取扱いを認めていただきたい。</p>
<b>II. 要望理由（具体的内容等）</b> <p><b>1. 制度の現状</b> 銀行は、一部の信託兼営金融機関を除き、不動産業務を実施できない。</p> <p><b>2. 現状制度の弊害</b> <b>（地域の実情）</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 中小企業では、経営者・経営者の親族等が、自身の所有不動産を事務所・工場等として賃貸している例は多数存在。</li><li>・ 地方では、大手不動産会社が少なく、不動産情報は銀行に集まる傾向。また、銀行は取引先への定期的な訪問により、支援対象企業だけでなく、地域の幅広い企業の不動産情報（ニーズ）を取得・保有。</li></ul> <p><b>（事業承継・事業再生支援）</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 事業承継・再生支援では、企業本体だけでなく、経営者等の個人不動産の取扱い（売買、賃貸継続等）の調整が必要。支援に深く関与するほど、不動産処分調整が必要となるのが実情。</li><li>・ また、事業再生局面では、業績の悪化した取引先が、会社又は経営者所有の不動産売却による債務圧縮を検討する事例が往々にある。</li></ul> <p><b>（現行制度の弊害）</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 地域企業が所有不動産の売却先や賃貸先を探す際、不動産業者の情報に限定されるため、需給のミスマッチ（案件の不成立、進展の遅れ）が生じ、事業承継・事業再生の進展の阻害要因の一つになっている。</li></ul> <p><b>3. 想定される効果</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 銀行が保有している地域の不動産情報やコネクションを活用して、引受先を探すことができ、事業承継・再生支援の進展が期待。</li><li>・ 企業は、地場の不動産業者に加えて、銀行にも売却先等の選定を依頼することで、不動産に関する情報をより広く取得可能。結果として、企業は、より早く・より有利な条件で不動産取引を行える可能性が高まる。</li></ul>
<b>III. 当該規制の根拠（根拠となる法律や政令、省令、制度等）</b>

業務の範囲（銀行法第 10 条）

銀行の他業禁止（銀行法第 12 条）

銀行の子会社の範囲（銀行法第 16 条の 2 第 1 項）

## No.4 地公体が主導する「まちづくり」に限定した不動産仲介業務の取扱い解禁

### I. 要望の具体的内容

地域の人口減少・少子高齢化が進むなか、地域金融機関が担うべき役割は大きく、持続的な地域経済の発展に向けた貢献が求められている。

こうした状況を踏まえ、「まちづくりのための特定の事業」に限定し、銀行が再開発事業やコンパクトシティ形成事業等に係る不動産仲介業務を取扱うことを認めて頂きたい。

上記「まちづくりのための特定の事業」には、金融機関と自治体等が締結している「地方創生等に関する連携協定」に係る事業<sup>(注)</sup>が考えられる。

(注) 地域資源を生かした活力あふれる暮らしの創出、まちの活性化・観光の振興、子育て支援、まちづくりの推進、定住・移住の促進、空き家の利活用、空き家の発生の未然防止等の観点で掲示。

### II. 要望理由（具体的内容等）

#### 1. 制度の現状

銀行は、一部の信託兼営金融機関を除き、不動産業務を実施できない。

#### 2. 現状制度の弊害

- ・ 自治体等から銀行に対し、地方創生に向けた「まちづくり」に深い関与を望む声もあるが、銀行は主体的に関与できない。
- ・ 過疎地域では、大手不動産会社が少ないにもかかわらず、銀行が補完できない。
- ・ 銀行は、不動産開発に係る地域のニーズ・情報を保有しているが活用できず、地場企業が、物件を探す際の情報取得先は不動産業者に限定。
- ・ 銀行は、移住促進・空き家対策ローンを提供しているが、関与が限定的となり、地方移住希望者は、銀行と不動産業者それぞれに対応する必要あり。

#### 3. 想定される効果

##### (1) 自治体への貢献

銀行が自治体事業に深く関与することにより、効果的な計画策定の支援が可能。また、複合商業施設開発等では、情報力を活用し、地域内外からのテナント誘致も期待。特に、大手不動産会社等が手掛けにくい過疎地において、地域金融機関が不動産仲介業務を行うことで、地域活性化が期待。

##### (2) 事業者の利便性向上

企業は、地場の不動産業者に加え、銀行にも不動産業務に関する依頼を行うことで、情報を広く取得可能。より良い条件で取引できる可能性が高まる。

また、銀行が物件購入資金と合わせて、地域内の古民家活用等も推進すれば、顧客利便性の向上や地域活性化の効果も期待できる。

##### (3) 空き家対策への貢献

「令和 5 年住宅・土地統計調査」によると、全国の空き家は平成 30 年から 51 万戸増加し、900 万戸と過去最高。銀行が、移住促進・空き家対策ローンと併せて、移住希望者に不動産情報を提供することで、顧客利便性向上・空き家対策への貢献が可能。

### **Ⅲ. 当該規制の根拠（根拠となる法律や政令、省令、制度等）**

業務の範囲（銀行法第 10 条）

銀行の他業禁止（銀行法第 12 条）、

銀行の子会社の範囲（銀行法第 16 条の 2 第 1 項）

## No.5 銀行が出資する「銀行業高度化等会社」、および投資専門子会社経由で 出資する「地域活性化事業会社」に限定した不動産仲介業務の取扱い解禁

### I. 要望の具体的内容

銀行が子会社とすることができる「銀行業高度化等会社」は、「地域の活性化・産業の生産性の向上その他の持続可能な社会の構築に資する業務」が可能。

また、「地域活性化事業会社」（投資専門子会社を通じて議決権保有 100% 可能）に該当するもののひとつとして、「事業の再生又は地域の特性を生かした新たな事業の創出その他の地域経済の活性化に資する事業活動を行うことを目的とした会社」が列挙されている。

上記の両社は、地域の活性化に資する業務が期待されており、地域において空き物件へのテナント誘致等の不動産仲介が認められれば、地元企業の事業集約・再構築に向けた貢献は大きい。

については、両社に不動産仲介業務の取扱いを認めていただきたい。

### II. 要望理由（具体的内容等）

#### 1. 制度の現状

銀行が子会社とすることができる「銀行業高度化等会社」、「地域活性化事業会社」には、不動産業務は認められていない。

#### 2. 現状制度の弊害

##### （地域の実情）

- ・ 中小企業では、経営者・経営者の親族等が、自身の所有不動産を事務所・工場等として賃貸している例は多数存在。
- ・ 地方では、大手不動産会社が少なく、不動産情報は銀行グループに集まる傾向。また、銀行は取引先への定期的な訪問により、支援対象企業だけでなく、地域の幅広い企業の不動産情報（ニーズ）を取得・保有。

##### （地域活性化）

- ・ 「まちづくり」支援を含む地域活性化においては、企業本体だけでなく、経営者等の個人不動産の取扱い（売買、賃貸継続等）の調整が必要。支援に深く関与するほど、不動産処分の調整が必要となるのが実情。

##### （現行制度の弊害）

- ・ 地域活性化のために設立された「まちづくり会社」（地域活性化事業会社の例）\*において、空き店舗の仲介等の不動産仲介業務を行う場合、銀行は5%超の議決権保有ができず、地域のニーズに十分に 대응することができない。

※ 金融庁「銀行制度等ワーキング・グループ」における事務局説明資料の中で、地域活性化事業会社の例示として、「ショッピングツーリズムという面的な地域の観光産業振興のための『まちづくり会社』が例示されている。

- ・ 地域企業が所有不動産の売却先等を探す際、不動産業者の情報に限定されるため、需給のミスマッチ（案件の不成立、進展の遅れ）が生じ、地域活性化進展の阻害要因の一つになっている。

#### 3. 想定される効果

- ・ 銀行グループが保有している不動産開発に係る地域のニーズ・情報や、コネクションを活用して、引受先を探すことができ、地域活性化の進展が期待。
- ・ 銀行が子会社とすることができる「銀行業高度化等会社」や「地域活性化事業会社」において、不動産仲介業務が認められれば、空き店舗への新規テナント誘致に繋がることが期待できる。本件誘致が出来れば、後継者に悩む商店主への事業承継支援や出店希望者への創業支援、出店後のコンサルティング支援等、一連の支援が可能となり、地域経済を再生させる面的な再生に取り組める可能性が高まる。

### Ⅲ. 当該規制の根拠（根拠となる法律や政令、省令、制度等）

業務の範囲（銀行法第 10 条）

銀行の他業禁止（銀行法第 12 条）、

銀行の子会社の範囲（銀行法第 16 条の 2 第 1 項）

地域活性化事業会社（銀行法第 16 条の 2 第 1 項 14 号、第 52 条の 23 第 1 項 13 号）

銀行業高度化等会社（銀行法第 16 条の 2 第 1 項 15 号、第 52 条の 23 第 1 項 14 号）

## 割賦販売法関連

### No.6「教育ローン」の割賦販売法の規制対象からの除外

<b>I. 要望の具体的内容</b> <p>顧客に不利益を与える可能性が極めて低い国公立大学法人や、文部科学大臣の認可を受けた学校法人等と提携した「教育ローン」について、割賦販売法の規制の対象外としていただきたい。</p> <p>なお、現行規制下においても、国や地公体が関わる取引は適用除外とされており、同様の取扱いとして頂きたい。</p>
<b>II. 要望理由（具体的内容等）</b> <p><b>1. 制度の現状</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>銀行等の取扱う提携教育ローンは、銀行等・消費者間の金銭消費貸借契約と学校・消費者間の役務提供契約との間に「密接な牽連性」が存在する場合は、割賦販売法第2条第4項に規定する個別信用購入あっせん業に該当。</li><li>「密接な牽連性」の有無は、金銭消費貸借契約と役務提供契約の手続的一体性・内容的一体性や金融機関と役務提供事業者との一体性（人的関係・資本関係等）の要素を考慮した上で、総合的に判断している。</li></ul> <p><b>2. 現状制度の弊害</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>学校法人や保護者等の利用者からは、一般に低利となる銀行の提携ローンを利用したいとの希望がある。</li><li>他方、金融機関にとって、提携教育ローンを取り扱う場合に必要な負担（割賦販売法に基づく規制・ルールへの対応）は大きく、提携教育ローンを取り扱うことを躊躇するケースもある（顧客のニーズに円滑に対応できないのが実情）。</li></ul> <p><b>3. 想定される効果</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>国等の一定の関与が認められる教育機関（国公立大学法人や文部科学大臣の認可を受けた学校法人等）の提携先であれば、消費者（顧客）に不利益を与える可能性が極めて低い。</li><li>近年の物価上昇の影響による収入減となる家庭の増加やリスクリング需要の高まり等から、教育ローンの必要性は今後高まる可能性。こうした中で、銀行が取り扱う教育ローンは、家計の経済的な負担軽減が可能。</li></ul>
<b>III. 当該規制の根拠（根拠となる法律や政令、省令、制度等）</b> <p>割賦販売法（第2条第4項、第35条の3の23、第35条の3の60第2項）</p>

## No.7 リフォームローンの割賦販売法の規制対象からの条件付適用除外

### I. 要望の具体的内容

政府は、「空家等対策の推進に関する特別措置法」に基づき、空家や中古住宅活用を促しており、特に、地方では高齢化・人口減少により、空家対策や移住・定住に向けた取組みの必要性は高まっている。加えて、近年の災害増加により、災害に備えた居宅改修需要も増加。

こうした空家等の活用や住宅改善に当たっては、リフォームが必要となるケースが多いことから、一定条件を満たしリスクが低減されると考えられる提携住宅ローン<sup>\*</sup>については、割賦販売法の規制対象外として頂きたい。

<sup>\*</sup> 例えば、提携先がリフォーム登録事業者、財務内容チェック等の方策をとる場合や自然災害関連の改修に限定する場合等。

### II. 要望理由（具体的内容等）

#### 1. 制度の現状

- ・ 銀行等の取扱うリフォームローンは、銀行等・消費者間の金銭消費貸借契約と、リフォーム業者・消費者間の役務提供契約との間に「密接な牽連性」が存在する場合は、法第2条第4項に規定する個別信用購入あっせん業に該当。
- ・ 「密接な牽連性」の有無は、金銭消費貸借契約と役務提供契約の手続的一体性・内容的一体性や金融機関と役務提供事業者との一体性（人的関係・資本関係等）の要素を考慮した上で、総合的に判断している。
- ・ なお、上記規制（改正割賦販売法）は、高齢者によるリフォーム等のクレジット取引でのトラブル増加が背景にあったと理解。

#### 2. 現状制度の弊害

- ・ 現行規制下では、銀行がハウスメーカー等と業務提携（提携住宅ローン）する際、リフォーム業務は改正割賦販売法規制の対象であり同法に基づく規制・ルールへの対応が負担となるため、業務提携の内容から除外している。
- ・ 銀行は、提携しているハウスメーカー等に対し、新規物件は紹介可能であるにもかかわらず、リフォーム工事は対象外となっており、顧客の理解が得られ難く、利用者の利便性の阻害要因になっている。

#### 3. 想定される効果

- ・ 銀行が、空家対策、移住・定住、災害対応に係るリフォーム需要にも対応ができ、顧客にとって利便性が向上する。

### III. 当該規制の根拠（根拠となる法律や政令、省令、制度等）

割賦販売法（第2条第4項、第35条の3の23、第35条の3の60第2項）

## デジタル化関連

### No. 8 税・公金収納・支払の効率化等に向けた「電子納付」推進

#### I. 要望の具体的内容

税・公金の収納・支払は紙処理が中心であり、必ずしも利便性が高くなく、また社会全体でも相応のコストとなっている。

電子納付を一層推進することは、社会全体（国・自治体、納税者、金融機関）の利便性向上やコスト削減につながるため、利用周知だけでなく、例えば、納税者に対して、電子納税の義務付け、申請期間延長、窓口納付と非対面納付で納付額に差異を設ける等、電子納付を選択しやすくなるようなインセンティブを設けて頂きたい。また、地方税統一 QR コードにおける対象税項目の拡大や利用促進もお願いしたい。

なお、地方税の収納に係る経費負担の適正化も併せてお願いしたい。

#### II. 要望理由（具体的内容等）

##### 1. 制度の現状

- ・ 大法人については、電子申告が義務化。
- ・ 規制改革実施計画（令和 3 年 6 月 18 日閣議決定）において、「総務省及び財務省は、法人住民税・法人事業税／法人税・消費税の申告手続きについて、大法人の電子申告義務化の効果等について速やかに検証を行い、その結果を踏まえ電子申告義務化の範囲拡大を含め電子申告利用率 100% に向けた取組の検討を行う」とされている。
- ・ 従来から、各金融機関は、各種電子納付サービスの体制整備や税・公金の電子申告に係る顧客周知を行っているが、顧客の中には根強い紙文化が残り、大幅な利用向上につながっていない。
- ・ 各金融機関から自治体等にも税公金関連の依頼をしているが、各自治体だけでは進まず、国が強く主導していく必要。
- ・ 経費負担の適正化については、他の地方公共団体において見直しを行っていないことを理由に交渉を断られることがある。

##### 2. 現状制度の弊害

- ・ 電子納付対象税目が一部に留まり、アナログとデジタルの取扱いが併存しているため、システムコストが二重となっており、受付・集計にかかる業務も非効率。
- ・ 2023 年 4 月開始の「地方税統一 QR コード」の導入対応を行っているが、QR コードを印刷した納付書で納付する仕組みであり、銀行から地公体へ納付書を送付する事務は削減されたが、窓口での一部業務は残っている状況。自宅でスマホにより QR コードを読み取り、銀行口座を連携し、納付できるアプリ等も民間から提供されているが、納税者の利用は必ずしも進んでいない。
- ・ 各自治体等で納付書の形態が異なり、読取箇所等個別の設定が必要なことも負担。

##### 3. 想定される効果

- ・ 電子納付は、顧客の利便性向上に資するだけでなく、自治体等における事務処理・帳票保管に係るコスト削減や金融機関のコスト削減に資する。

**Ⅲ. 当該規制の根拠（根拠となる法律や政令、省令、制度等）**

電子情報処理組織による申告（法人税法第 75 条の 3）

## No. 9 中小企業退職金共済制度の申込受付等の電子化

### I. 要望の具体的内容

中小企業退職金共済制度の申込書について、オンラインによる提出を可能として頂きたい。

### II. 要望理由（具体的内容等）

#### 1. 制度の現状

- ・ 中小企業退職金共済制度の申込は、金融機関の窓口へ書面により提出することとなっている。

中小企業倒産防止共済の加入手続き等については、オンラインで加入申請書が作成できるよう対応がすすんでいるものの、中小企業退職金共済の申込の電子化・オンラインでの受付については、現在、基幹システムの再構築を実施しており、仕様凍結期間に入っているため、令和8年10月に予定している新基幹システムリリース以降に具体的な検討を着実に進めていきたいとしている。

#### 2. 現状制度の弊害

- ・ 金融機関において各種手続きの電子化を進める中で、金融機関の窓口への書類提出が必須となっている本手続きは、銀行が更なる電子化を推進する中で障害となっている。
- ・ 書類に不備があった場合、再度の書類提出や追加資料の提出が求められ、利用者の負担も大きい。

#### 3. 想定される効果

- ・ 電子化を進めることは、金融機関側の負担だけでなく、各種共済を取り扱う中小機構や中小企業退職金共済事業本部においても事務処理・申込書の保管コストなど削減が見込まれ、社会全体で効果が期待できる。
- ・ 電子化により書類授受の期間が短縮され、より迅速に加入手続きが可能になり、顧客の利便性も向上する。

### III. 当該規制の根拠（根拠となる法律や政令、省令、制度等）

中小企業退職金共済法施行規則 第4条

## No.10 預貯金の差押えに係る電子化の推進

### I. 要望の具体的内容

預貯金の差押えについては、紙媒体で手続きが行われており、銀行にとって相応の事務・コスト負担となっているほか、行政機関等においても事務処理・書類保管に係る相応のコストを負担している。

なお、2025年6月、「国・地方デジタル共有基盤推進連絡協議会」において、預貯金照会のオンライン化の拡大に係る共通化推進方針が示されたことから、民間サービスの導入支援を進めて頂きたい。

### II. 要望理由（具体的内容等）

#### 1. 制度の現状

- ・ 預貯金の差押えの手続きについては、滞納者の預金口座のある金融機関の店舗に対し、書面で債権差押通知書が郵送または持参されることにより行われている。

#### 2. 現状制度の弊害

- ・ 金融機関において各種手続きの電子化を進める中で、紙媒体で行われる本手続きは、事務負担となっている。

#### 3. 想定される効果

- ・ 電子化により金融機関のコストだけでなく、行政機関等においても事務処理・書類の保管コストなど削減が見込まれ、社会全体でデジタル化の効果を享受できる。
- ・ 電子化により書類授受の期間が短縮され、より迅速な差押えの手続きが可能となる。

### III. 当該規制の根拠（根拠となる法律や政令、省令、制度等）

国税徴収法第62条

国税徴収法第80条

国税通則法第12条

## No. 11 手形・小切手機能に係る全面電子化の推進

### I. 要望の具体的内容

手形・小切手機能の全面電子化については、政府方針等も踏まえ、金融界として、関係省庁等の協力を得ながら、鋭意取り組んでおり、全銀協では、2027年度初から電子交換所での手形等の交換廃止を決定している。

手形・小切手機能の全面電子化をより一層推進し確実なものとするため、政府においても、更なる周知広報活動や、経済的なインセンティブの付与など、政策的な支援について一段のご検討をお願いしたい。

### II. 要望理由（具体的内容等）

#### 1. 制度の現状

- ・ 未来投資戦略 2017 において「オールジャパンでの電子手形・小切手への移行」を掲げ、全面的に電子的な仕組みへと移行することについて、官民が連携した検討を推進することとされた。

2021年7月、全銀協「手形・小切手機能の『全面的な電子化』に関する検討会」での検討を受けて、2026年度末までに全国手形交換所における手形・小切手の交換枚数をゼロとすることを最終目標として銀行界を上げて推進することを決定。

- ・ 2022年2月、政府の「第3回『中小企業等の活力向上に関するワーキンググループ』」において、産業界および金融界の双方の関係省庁に対し、所管業種への約束手形の利用廃止に向けた働きかけの要請がなされた。
- ・ 上記のような経緯を経て、現在、金融界では、手形・小切手機能の全面電子化に向けて推進しており、2025年3月、①2027年度初から電子交換所での手形等の交換廃止、②電子交換所のシステム更改を行わないことを決定している。

#### 2. 想定される効果

- ・ 手形・小切手機能の全面電子化がより円滑に進み、金融界だけでなく、産業界における生産性向上に資する。

### III. 当該規制の根拠（根拠となる法律や政令、省令、制度等）

—

## No. 12 地公体に対する指定金融機関の担保提供義務の廃止

<b>I. 要望の具体的内容</b>
地公体に対する指定金融機関の担保提供義務の廃止、または、地公体の長が担保提供を不要とする場合には担保を提供しないことを認めることとして頂きたい。
<b>II. 要望理由（具体的内容等）</b>
<b>1. 制度の現状</b>
<ul style="list-style-type: none"><li>・ 地方自治法施行令において、指定金融機関（以下、指定金）には担保提供義務が課されている。</li><li>・ 仮に担保提供義務がない場合であっても、地方自治体と指定金との私法上の契約による損害の保全が可能であることにより、債務履行の確実性が実質的に確保されている。</li></ul>
<b>2. 現状制度の弊害</b>
<ul style="list-style-type: none"><li>・ 担保金を差し入れることにより、担保金の管理（定期預金や国債の満期管理等）が必要になり、事務負担が生じている。銀行は、指定金融機関業務を無償もしくは低廉な金額で引き受けているが、同業務に係るコスト負担が軽減されないのであれば、指定金融機関を辞退することを検討せざるを得ない銀行も出てくるのが懸念される。</li></ul>
<b>3. 想定される効果</b>
<ul style="list-style-type: none"><li>・ 担保金の管理における事務負担が軽減される。事務負担の軽減は、地方公共団体の双方の業務の効率化に資する。</li></ul>
<b>III. 当該規制の根拠（根拠となる法律や政令、省令、制度等）</b>
地方自治法施行令第 168 条の 2 第 3 項

## 事務効率化関連

### No. 13 **新規**「業務報告書」及び「連結業務報告書」の廃止

<b>I. 要望の具体的内容</b>
「業務報告書」及び「連結業務報告書」（以下、「業務報告書等」という）の作成については、銀行にとって事務負担となっており、他報告書（有価証券報告書、決算状況表、事業報告等）と重複する内容も多いことから、業務報告書等の廃止、または、代替資料として有価証券報告書等の提出を認める等の改訂を行っていただきたい。
<b>II. 要望理由（具体的内容等）</b>
<b>1. 制度の現状</b>
<ul style="list-style-type: none"><li>銀行は、事業年度ごとに業務報告書等（中間業務報告書及び中間連結業務報告書）を提出しなければならないとされているが、業務報告書等については他報告書（有価証券報告書、決算状況表、事業報告等）と重複する内容が多い。</li></ul>
<b>2. 現状制度の弊害</b>
<ul style="list-style-type: none"><li>業務報告書等の作成は、銀行の事務負担となっている。</li><li>「同一の事項を記載した書類を既に金融庁長官等へ提出している場合において、その旨及び当該事項を記載した箇所を明記したとき」は業務報告書等への記載を省略することができるとされているが、業務報告書等の作成が免除されるものではなく、事務負担の軽減効果は限定的である。</li></ul>
<b>3. 想定される効果</b>
<ul style="list-style-type: none"><li>事務負担軽減につながり、銀行のコスト削減に資する。</li></ul>
<b>III. 当該規制の根拠（根拠となる法律や政令、省令、制度等）</b>
銀行法第 19 条（業務報告書等） 銀行法施行規則第 18 条（業務報告書等）

## AML/CFT 対策関連

### No. 14 銀行の継続的顧客管理に関する調査に対する顧客からの回答義務化

<b>I. 要望の具体的内容</b>
マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与対策の観点から、銀行が継続的顧客管理のために実施している顧客へのDM（ダイレクトメール）・電子メール等の調査について、顧客の回答を義務化（または義務化に相当する措置）していただきたい。
<b>II. 要望理由（具体的内容等）</b>
<b>1. 制度の現状</b>
<ul style="list-style-type: none"><li>政府より公表された「マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策に関する行動計画（2024－2026年度）」では、金融機関等による継続的な顧客情報管理に基づく顧客のリスク評価の取組を推進することが掲げられている。</li><li>上記を踏まえて、銀行は、定期的に顧客情報を確認し、その結果を踏まえて顧客のリスク評価の見直し等を行う「継続的顧客管理」の対応を行っている。</li></ul>
<b>2. 現状制度の弊害</b>
<ul style="list-style-type: none"><li>銀行は、定期的な顧客情報の確認のため、顧客に対して調査票の郵送等を行っているが、顧客の制度に対する理解はまだ十分ではなく、回答率の向上が課題となっている。</li><li>こうした状況は、わが国全体のマネー・ローンダリングおよびテロ資金供与対策上の課題となっており、また、銀行としても、調査票の郵送等に相応のコストを負担し取り組んでいるものの、十分な費用対効果を上げられない状況にある。</li></ul>
<b>3. 想定される効果</b>
<ul style="list-style-type: none"><li>法令（若しくは、法令に準じる措置）によって、銀行の調査に対する顧客の回答が義務化されれば（若しくは、積極的な協力が得られれば）、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与対策の高度化・効率化に資する。</li></ul>
<b>III. 当該規制の根拠（根拠となる法律や政令、省令、制度等）</b>
犯罪による収益の移転防止に関する法律第 11 条

## No. 15 法人の「実質的支配者情報リスト制度」の更なる拡充

### I. 要望の具体的内容

マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与対策の観点から、銀行が、法人の実質的支配者情報の情報を把握することは、国際的・国内的にも重要な課題である。

上記を踏まえて、商業登記所が実質的支配者情報を保管し、その旨を証明する「実質的支配者リスト制度」の登記の義務化をご検討いただきたい。

### II. 要望理由（具体的内容等）

#### 1. 制度の現状

- ・ 銀行は、「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」等に基づき、継続的顧客管理の一環として、「実質的支配者情報」の把握に努めている。
- ・ また、2022年1月より、商業登記所が法人の実質的支配者情報を保管し、その旨を証明する「実質的支配者リスト制度」が開始された。

#### 2. 現状制度の弊害

- ・ 「実質的支配者リスト制度」は、法人に登記の義務はなく任意であること、対象となる法人が株式会社および特例有限会社になっており法人全体がカバーされていないこと、対象となる実質的支配者の類型が当該法人の議決権の25%超を保有するもの（犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則第11条第2項第1号）に限定されていること等の課題がある。

#### 3. 想定される効果

- ・ 本制度の拡充は、実質的支配者情報を把握することの強化・効率化につながり、銀行におけるマネー・ローンダリングおよびテロ資金供与対策の強化につながる。

### III. 当該規制の根拠（根拠となる法律や政令、省令、制度等）

商業登記所における実質的支配者情報一覧の保管等に関する規則  
第1条、第2条、第7条

No. 16 **新規** 銀行子会社における非金融事業の一部届出化

**I. 要望の具体的内容**

全国的な人口減少・人材不足等への対応として、迅速な事業展開を可能とする観点から、以下の制度改正を要望する。

- ・ 令和3年銀行法改正で導入された認定銀行持株会社が特例銀行業高度化等業務を専ら営む会社を子会社とする場合には事前届出で足りるとする枠組みを念頭に、銀行本体が、人口減少・人材不足等の課題解決に資する一定の銀行業高度化等業務を専ら営む会社を子会社とする場合には、事前届出で足りるとすることを要望する。
- ・ また、上記の銀行本体の子会社として事前届出制を要望する「人口減少・人材不足等の課題解決に資する一定の銀行業高度化等業務」の具体的な範囲として、例えば、以下のような例が考えられる。
  - ① 現行規制上、認定銀行持株会社の傘下で事前届出で足りるとされている類型（特例銀行業高度化等業務）
  - ② 地域交通事業（例：自治体と連携し、既存事業者撤退エリアのコミュニティバスの運行主体となる住民の移動手段を確保 等）
  - ③ 農業生産・6次産業化事業（例：農業法人と連携し、農産物の加工・販売や若手農業者の新規参入・就労の支援、6次産業化の促進を支援 等）
  - ④ 常用型人材派遣事業（例：観光業・製造業・医療分野等で安定的な人材供給を実現 等）
  - ⑤ まちづくり関連の設計・施工事業（例：自治体等と連携し、地域資源を活用しながら地域交流施設等の設計・小規模改修・維持管理を実施 等）
- ・ 更に、中長期的には、地域のまちづくりの課題解決等の更なる支援に資する観点から、上記①～⑤に加え、⑥不動産仲介（例：空き家・空き店舗の仲介・マッチングサービスを提供。空き家バンクと連携した仲介事業を展開 等）、⑦公益目的不動産の保有・運営（例：自治体等と連携し、地域交流施設等の保有・運営 等）を追加することが考えられる。

**II. 要望理由（具体的内容等）**

**1. 制度の現状**

- ・ 令和3年銀行法改正では、銀行本体が行うことができる業務として「地域活性化等支援業務(注1)」が追加されたほか、銀行業高度化等会社の業務範囲が拡大されたうえ、財務要件・ガバナンス等の一定の要件を満たすとして認定を受けた銀行持株会社（「認定銀行持株会社」）が、銀行業高度化等会社が営

む業務のうち一定の業務（「特例銀行業高度化等業務」）を専ら営む会社を保有する場合には、認可は不要とし、事前届出のみで足りるとされた。

（注 1）当該銀行の保有する人材、情報通信技術、設備その他の当該銀行の営む銀行業に係る経営資源を主として活用して営む業務であつて、地域の活性化、産業の生産性の向上その他の持続可能な社会の構築に資する業務として内閣府令で定めるもの（銀行法第 10 条第 2 項第 21 号）

## 2. 現状制度の弊害

- ・ 上記の令和 3 年銀行法改正後も、依然として、地域交通事業、農業生産・6 次産業化事業、常用型人材派遣事業、まちづくり関連の設計・施工事業等を行う子会社を銀行本体が保有しようとする場合には認可を要する。認可審査には数か月を要し、認可基準が不明確で事前予見性が低いことから、迅速な事業展開が困難で、地域の緊急課題への対応が遅れるという課題がある。

## 3. 想定される効果

- ・ 地方では人口減少・高齢化、雇用ミスマッチ、空き家・不動産流動化の停滞、公共交通機関の撤退、農業の担い手不足等、複合的な地域課題が深刻化している。
- ・ 地方銀行は、地域に密着した金融インフラとして、単なる資金供給にとどまらず、地域課題解決の実行主体となることが強く期待されており、本要望の実現により、こうした期待により一層応えることができると考える。
- ・ また、認定銀行持株会社が特例銀行業高度化等業務を専ら営む会社を事前届出のみで保有できるとする枠組みを、新たに銀行子会社にも導入することで、持株会社設立によるコストを回避し、地域活性化に資することができる。

## Ⅲ. 当該規制の根拠（根拠となる法律や政令、省令、制度等）

業務の範囲（銀行法第 10 条）

銀行法第 16 条の 2 第 1 項第 15 号

銀行法第 12 条

他業銀行業高度化等会社を子会社とすること等についての認可の申請等（銀行法施行規則第 17 条の 5 の 2）

特例銀行業高度化等業務（銀行法施行規則 第 34 条の 19 の 6）

銀行法第 52 条の 23 の 2 第 8 項

## No. 17 **新規**地域銀行による課題解決型持株会社制度の創設

### I. 要望の具体的内容

- ・ 地方銀行等が地域課題解決の総合プラットフォームとして機能できるよう、銀商分離原則の見直しを含め、地域課題解決型事業持株会社の枠組みを特例的に認める制度改革を中長期的な視点で検討いただきたい。
- ・ これにより、地域金融機関が金融サービスにとどまらず、地域の多様な課題解決に一貫して取り組める体制を構築できるよう、法制度の整備を進めていただきたい。

### II. 要望理由（具体的内容等）

#### 1. 制度の現状

- ・ 現行制度では、銀商分離原則に基づき、銀行・銀行持株会社による非金融事業への参入が厳しく制限されているため、地域課題解決のための総合的な事業展開が困難となっている。
- ・ そのため、銀行グループが地域課題解決のために多様な非金融事業を一体的・総合的に展開する「事業持株会社」的な枠組みは認められていない。
- ・ 例外的に「銀行業高度化等会社」を通じて限定的な非金融事業を行うことは可能であるが、一定の場合を除き、個別認可制となっている。
- ・ このため、地域金融機関が地域課題解決の総合プラットフォームとして機能するための柔軟な事業展開が阻害されている。

#### 2. 現状制度の弊害

- ・ 地方銀行は、地域経済の持続的発展や人口減少・高齢化等の社会課題解決に向けて、金融サービスのみならず、非金融分野にも積極的に関与することが求められている。
- ・ 産業資本による金融支配や銀行の健全性維持という銀商分離原則の趣旨は、歴史的背景に基づくものであり、現代の地域課題解決事業にそのまま適用することは合理的ではない。
- ・ 一方、他産業から銀行業に参入した事業者は、銀行業務と本業（小売業や製造業等）を一体的に展開できており、地方銀行グループには認められていない事業持株社的な枠組みを事実上実現している。
- ・ このような規制の非対称性は、地方銀行と他産業系銀行との間でイコールフットィング（公平な競争条件）が確保されておらず、地方銀行の地域課題解決力や競争力を損なう要因となっている。

#### 3. 想定される効果

- ・ 地域課題解決型事業持株会社の枠組みを認めることで、地方銀行が地域の多様な課題に一貫して対応できる体制を構築し、地域経済の活性化や持続的発展に大きく貢献できる。
- ・ 系列優遇や利益相反の懸念についても、情報遮断措置、独立取締役の設置、監督強化等のガバナンス体制を整備することで、十分に制御可能である。

### **Ⅲ. 当該規制の根拠（根拠となる法律や政令、省令、制度等）**

業務の範囲（銀行法第10条）

銀行持株会社の子会社の範囲等（銀行法第52条の23）

銀行法第16条の2第1項第15号

銀商分離原則（銀行法の基本理念）（金融資本による産業支配の抑制や銀行の健全性維持を目的とした、銀行による非金融事業の原則禁止）

## SDGs 関連

### No. 18 **新規**「エネルギー対策特別会計」に係る環境省の補助事業の要件緩和（J-クレジットの認証の容認）

#### I. 要望の具体的内容

「エネルギー対策特別会計」に係る環境省の補助事業で得られた CO2 等の排出削減量・吸収量を「Jクレジット制度」に登録し、その売却・移転等を行うことについて、補助金交付目的の制限事項としないこと（補助事業で得られた CO2 削減量等を Jクレジット化することを認めること）。

#### II. 要望理由（具体的内容等）

##### 1. 制度の現状

- ・ 国の一部の補助事業において、「補助事業を通じて取得した財産が減価償却資産の耐用年数等に関する省令で定める期間を経過するまでの間、補助事業により取得した温室効果ガス排出削減効果について Jクレジット制度への登録ができない」という制約があり、企業や自治体が当該補助事業を活用した場合、Jクレジットを創出し売買することができない。

##### 2. 現状制度の弊害

（Jクレジット創出者の弊害）

- ・ 金融機関と地域事業者との連携において、地域事業者が当該補助事業を活用している場合、Jクレジット売却を通じた収益化ができず、脱炭素事業を通じた企業価値の向上（収益を活用した新たな事業の展開等）に繋がらない可能性がある。
- ・ 多くの地方自治体では、ゼロカーボンシティ宣言等に伴う脱炭素化の促進を掲げている。そうした自治体と金融機関との連携においては、脱炭素事業を通じて創出した Jクレジットの売買益を活用して新たな脱炭素事業を展開するといった方策も考えられるが、当該補助事業では Jクレジットの創出・売買ができないため、スピード感を持った脱炭素化方策を取ることができない。
- ・ また、あまり利益の出ない公共性の高い脱炭素事業においては、Jクレジットの売買益を事業に充てることにより事業全体の持続可能性を向上させることも可能であるが、当該補助事業を活用していると Jクレジットの創出ができず、Jクレジットの売買益を事業に充てることができない。

（Jクレジット需要側の弊害）

- ・ Jクレジットの需要の高まりから Jクレジットの価格は近年において上昇傾向にある。そのため、Jクレジットの供給量を増やさなければ、企業の排出量オフセットに係るコストが増加していく懸念がある。

(地域における弊害)

- ・ 地域企業や自治体による脱炭素事業が J クレジットの供給量増加に寄与できないため、環境価値や経済の域内循環創出が進まず、地域における脱炭素化が長期化する懸念がある。

### 3. 想定される効果

- ・ 当該制約の緩和による J クレジット流通量の増加を通じて環境価値及び経済の域内循環創出に繋がり、J クレジット購入を通じた地域企業の脱炭素化、J クレジットの売買益を活用した新たな脱炭素事業の創出、公共性の高い脱炭素事業の持続可能性向上等の効果によって、地域における脱炭素化に寄与できるものと考ええる。
- ・ 制約の緩和による影響は当該補助事業の実施地域に限るものではないことから、他地域への波及を通じて国内全体の J クレジット認証量増加が期待できる。国の「地球温暖化対策計画」において、J クレジット認証量に関する目標が設定されているが、2030 年度目標の 1,500 万 t-CO<sub>2</sub> に対し、更なる認証量増加が必要。当該制約の緩和によって計画達成の蓋然性が高まるものと考ええる。

## Ⅲ. 当該規制の根拠（根拠となる法律や政令、省令、制度等）

### 【環境省】

二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金交付要綱（初出：平成 26 年 4 月 1 日 環地温発第 1404013 号。最終改正：改正 令和 7 年 4 月 1 日 環地温発第 2504013 号）：第 9 条 十四号、十五号

「令和 7 年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地域の公共交通×脱炭素化移行促進事業）」交付規程：第 8 条 十四号、十五号）…等